

議案第115号

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の改正について

令和4年11月29日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬
及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

(前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 前橋市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年前橋市条例第304号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 前橋市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年前橋市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項前段中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項前段中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の前橋市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）第5条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）第5条第2項前段の規定は、令和5年12月1

日から適用する。

- 3 改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の前橋市特別職の職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の特別職給与条例又は改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。